## イオン銀行の「災害復興支援制度」 (住宅ローン)のご案内

イオン銀行では、被災を受けられた皆さまに**「災害復興支援制度」**をご用意しております。 詳しくは、イオン銀行店舗もしくはコールセンターまでお問合せください。

## ■住宅取得資金に関する金利優遇

## 「住宅ローン」は

店頭表示利率より一律 年1.5%優遇

例 変動金利 年2.37% → 年0.87%

※上記金利は2014年3月10日時点での内容です。

## 今現在イオン銀行のお口座をお持ちでなくても、被災を受けられた方はお申込みいただけます。

- ◎金利優遇には罹災証明などが必要になります。詳しくはお問合せください。
- ◎商品の詳細は、裏面をご覧ください。
- ◎当行で既にお借入中の住宅ローンからの変更は出来ません。

【お問合せ先】イオン銀行コールセンター

**0120-13-1089** 受付時間/9:00~21:00 年中無休



(2014年4月1日現在)

		(2014年4月1日現在)
1.商品	名	住宅ローン(災害復興支援制度)
2. ご利用になれる方		以下のすべての条件を満たす個人のお客さま (1) 東日本大震災で被災された方で罹災証明を提出できる方 (2) お借入れ時の年齢が満20歳以上満71歳未満で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方 ただし、8疾病保障付住宅ローンをお選びいただく場合は、お借入れ時の年齢が満20歳以上満50歳未満で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方 (3) 当行所定の団体信用生命保険に加入できる方 (4) 安定かつ継続した収入の見込める方 ●給与所得者の方は6カ月以上勤務していること。会社経営者ならびに個人事業主の方は事業開始後3年を経過していること。 ●給与所得者、ならびに会社経営者の方は前年度年収100万円以上、個人事業主の方は前年度所得が100万円以上とさせていただきます。 ※会社役員ならびに経営者親族従業員の方の場合、会社経営者に準じる場合があります。 (5) 日本国籍を有する方、または永住許可を受けている方
3. 資金使途		ご本人がお住まいになる住宅に関する以下の資金 (1)住宅の新築・購入資金、増改築・改装資金 (2)上記にかかる諸費用 ※物件の所在地や面積、状況等によりご利用いただけない場合もあります。 ※建築基準法、その他の法令に合致している必要があります。 ※借地(定期借地を含む)上の建物および店舗・アパートなどとの併用物件につきましては、原則としてお取扱いしておりません。 ※仮換地・保留地上の建物は一定の条件を満たせばご利用いただけますので、お問い合せください。 ※諸費用は取扱手数料、火災保険料、登記費用、印紙代、不動産仲介手数料とします。
4. お借入れ形態		証書貸付
5. お借入れ金額		1億円以内(1万円単位)
6. お借入れ期間		1年以上35年以内(1カ月単位)※中古物件など物件の種類により、お借入れ期間に制限が生じる場合があります。
7. 金利		お借入れ利率の基準となる「基準金利」は店頭表示の変動金利となります。  ●お借入れ利率は、店頭表示利率より1.5%優遇します(固定金利特約期間中の借入利率も店頭表示利率より1.5%優遇します。)  ●新規お借入れ利率は、原則として、毎月決定します。ただし、金利環境が大幅に変動した場合などは、月中でも変更する場合があります。 ※実際に適用されるお借入れ利率は、お申込み時点ではなく、お借入れ時点の店頭表示利率により決定します。 ※店頭表示利率は、資金コスト(住宅ローンの貸出資金をイオン銀行が調達するために必要なコスト)や営業コストおよび収益を加味して決定します。
	固定金利特約	<ul><li>●固定金利特約を締結することにより、特約期間中の金利を固定することができます。</li><li>●特約の固定期間は、2年、3年、5年、7年、10年からご選択いただきます。</li><li>●住宅ローンの残存期間よりも長い固定期間は選択できません。</li><li>●固定金利特約期間中の金利は固定され、お借入れ利率の変更はできません。</li><li>●元利金の返済が遅延している場合は、固定金利特約を締結できません。</li></ul>
	金利の見直し	●お借入れ後のお借入れ利率は、5月1日・11月1日を基準日として、基準日の基準金利と前回基準日の基準金利の差をもって、毎年2回見直し(引き上げ、もしくは引き下げ)ます。 ●見直し後の利率は、6月・12月の約定返済日の翌日から適用されます。
	固定金利特約	●固定金利特約期間終了日の翌日以降は、住宅ローン契約書に基づいたお借入れ利率となります。固定金利特約期間終了後、再度固定金利特約を締結することも可能です。 ●固定金利特約は当初借入日に締結する場合を除き、毎月の返済日の翌日から適用されます。 ※固定金利特約の締結には日数を要しますので、原則として約定返済日(または固定金利適用期間終了日)の10日前までにお手続きください。
8. 返済方法		●毎月元利均等返済 ●お借入れ金額の50%を上限として、6カ月毎の増額返済も併用できます。 ●自己居住用の宅地購入資金のご返済は、建物資金借入時までの 期間に限り、1年以内の元金返済の据置きもできます。 ●毎月のご返済は、当行のお客さま名義の指定預金口座からの自動引き落としとなります。 ●返済日は、 お借入れ時にあらかじめ10日、20日、30日のいずれかをご指定いただきます。30日をご返済日に指定された場合、2月のご返済日は2月末日となります。(返済日 が「土曜日」、「日曜日」、「祝日」、「国民の休日」、「12月31日から翌年の1月3日までの日の4日間」の場合には、これらの日の翌日となります。)
	ご返済額の見直し	●11月1日を5回経過するごとに再計算を行い、新しいご返済額を決定します。 ●その間にお借入れ利率の変動があった場合は、返済元金と利息の割合で調整を行い、ご返済額の見直しはいたしません。 ●ご返済額の見直しは、前回返済額の1.25倍を上限とし、それを超えることはありません。(1.25倍を超える分は元金と利息の割合で調整を行います) ●最終返済日に末払利息および元金の一部が残存する場合は、最終返済日に一括してお支払いいただきます。
	固定金利特約	●固定金利特約期間中はご返済額の見直しはありません。 ●固定金利特約期間終了日の翌日以降は、住宅ローン契約書に基づいたお借入れ利率となるため、 ご返済額も見直しとなります。その際には、前回の返済額の1.25倍の制限は適用されません。
9. 遅延損害金		年14.0% (1年を365日とする日割計算) (約定返済日の翌日あるいは期限の利益喪失日当日から当該返済遅延元金のご返済日までの期間で計算されます。)
10. 保証料		ご負担いただく保証料はございません。
11. 担保		ご融資対象物件に当行を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定していただきます。 ※抵当権設定費用はお客さまのご負担となります。
12. 連帯保証人		原則として、連帯保証人は必要ありません。ただし、収入合算対象者、担保提供者は連帯保証人となります。 また、審査の結果により、連帯保証人が必要となる場合もあります。
13. 団体信用生命保険		当行所定の団体信用生命保険にご加入いただきます。 ※保険料は当行が負担いたします。 ※保障内容が充実した8つの疾病保障のついた<8疾病保障付住宅ローン>のご利用も可能です。その場合、当行における一般の団体信用生命保険付住宅ローンに比べ、お借入れ利率が年0.3%高くなります。 ※いずれの団体信用生命保険にご加入される場合も、健康状態、年齢、お借入れ金額など引受保険会社の加入要件を満たすことが必要であり、お申込み金額等により保険会社所定の診断書の提出をお願いさせていただきます。
14. 火災保険		お借入れの対象となる住宅への火災保険の付保を条件とさせていただきます。 ※補償内容が充実し安心してご加入いただける「住宅ローン専用火災保険」をご用意しています。当行の住宅ローンをご利用いただく方は、ご希望によりご加入 いただけます。 ※保険料はお客さまのご負担となります。
15. 手数料		●ローン取扱手数料 次の①②よりご選択いただきます。 ①定額型:ご利用時に、100,000円(税抜)のローン取扱手数料をお支払いいただきます。 ②定率型:ご利用時に、お借入れ金額の2.0%(税抜)のローン取扱手数料をお支払いいただきます。(最低取扱手数料200,000円(税抜))。 ※定率型をご利用いただいた場合、定額型にくらべお借入れ利率が年0.2%低くなります。 ※別途、印紙代、抵当権設定にかかる登録免許税、司法書士宛報酬等が必要になります。※別途、お借入れ日または繰上返済日当日の消費税をお支払いいただきます。 ●金利変更手数料:無料 ●一部繰上返済手数料:無料 ●全額繰上返済手数料: 50,000円(税抜) ●その他条件変更手数料:無料
16. その他		●ご利用にあたっては、当行所定の審査をさせていただきます。審査の結果によって、ご希望に沿えない場合がございますので、ご了承ください。 ●住宅ローン のお借換えの場合は、過去の返済状況を確認させていただきます。また当行の住宅ローンのお借換えにはご利用いただけません。 ●現在の金利水準やご返済額のシミュレーションは、イオン銀行店舗またはホームページにてご確認ください。 ●8つの疾病保障のついた<8疾病保障付住宅ローン>は、店舗に用意しております専用リーフレット等でご確認ください。 ●抵当権設定等登記手続を行う司法書士は当行指定の司法書士に限定させていただきます。 ●本商品の内容や、お申込みに必要な書類は、イオン銀行店舗またはコールセンターまでお問合せください。
17. お問合せ先		イオン銀行 コールセンター 【電話番号】0120-13-1089 【受付時間】9:00~21:00(年中無休)
18. 当行が契約している 指定紛争解決機関		一般社団法人全国銀行協会 【連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109 または03-5252-3772 【受付日】月〜金曜(祝日および銀行法で定める銀行の休業日を除く) 【受付時間】9:00〜17:00